



保医発第0530002号

平成20年5月30日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県高齢者医療主管部(局)
高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)の一部を下記のとおり改正し、平成20年6月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D004中(6)から(17)までを(7)から(18)までとし、(5)の次に次のように加える。
(6) 涙液中総IgE定性
ア 涙液中総IgE定性は、区分「D004」穿刺液・採取液検査の「6」の子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼに準じて算定する。
イ 涙液中総IgE定性は、アレルギー性結膜炎の診断の補助を目的として判定した場合に月1回に限り算定できる。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D007中(40)から(48)までを(41)から(49)ま

でとし、(39)の次に次のように加える。

(40) MDA-LDL

ア MDA-LDLは、区分「D007」血液化学検査の「29」のレムナント様リポ蛋白（RLP）コレステロールに準じて算定する。

イ MDA-LDLは、冠動脈疾患既往歴のある糖尿病患者で、冠動脈疾患発症に関する予後予測の補助の目的で血清中のMDA-LDLを測定する場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、糖尿病患者の経皮的冠動脈形成術治療時に、治療後の再狭窄に関する予後予測の目的で測定する場合、上記と別に術前1回に限り算定できる。

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)別添1第2章第3部中

改 正 後	現 行
D004 穿刺液・採取液検査 (1)～(5) (略) (6) 涙液中総IgE定性 ア 涙液中総IgE定性は、区分「D004」穿刺液・採取液検査の「6」の子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼに準じて算定する。 イ 涙液中総IgE定性は、アレルギー性結膜炎の診断の補助を目的として判定した場合に月1回に限り算定できる。 (7)～(18) (略) D007 血液化学検査 (1)～(39) (略) (40) MDA-LDL ア MDA-LDLは、区分「D007」血液化学検査の「29」のレムナント様リポ蛋白(RLP)コレステロールに準じて算定する。 イ MDA-LDLは、冠動脈疾患既往歴のある糖尿病患者で、冠動脈疾患発症に関する予後予測の補助の目的で血清中のMDA-LDLを測定する場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、糖尿病患者の経皮的冠動脈形成術治療時に、治療後の再狭窄に関する予後予測の目的で測定する場合、上記と別に術前1回に限り算定できる。 (41)～(49) (略)	D004 穿刺液・採取液検査 (1)～(5) (略) (6)～(17) (略) D007 血液化学検査 (1)～(39) (略) (40)～(48) (略)